

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 令和 7 年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務

(2) 業務の内容

鳥取県は、特定健診受診率向上支援事業を効果的かつ効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等にこの事業の実施に係る業務を委託する。

なお、詳細は、令和 7 年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 事業実施目的

本県市町村国保の特定健康診査受診率の現状に鑑み、効果的な受診勧奨施策を実施し、特定健康診査の受診率向上を図ることで、市町村国保加入者の健康増進に資することを目的とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まで

(5) 予算額 金 64,240,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」

イ 「その他の委託等」の「その他」

(3) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 企画提案等の順位を決定するため、鳥取県国民健康保険保健事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

(3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑応答を行うこととする。

4 評価方法

それぞれの審査委員が、下記の評価項目の評価内容ごとに、評価基準に従い評価を行い、その評価点に乘数を乗じて得たものの合計点（140 点満点）をその提案者の得点とする。

審査委員（5 名）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価内容	評価基準	乗数	配点		
基本	本事業の重要性や目的等を十分に理解し、業務目的が達成される企画となっているか。	評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。	1	5 点		
企画内容	未受診者の行動変容を促す内容となっているか。	<table border="1"><tr><td>評価点</td><td>評価基準</td></tr></table>	評価点	評価基準	3	15 点
評価点	評価基準					

	有用なメディアプロモーション用コンテンツを作成できるか。	5点	非常に優れている	4	20点
	継続受診を促すための工夫がなされているか。	4点	優れている	2	10点
	受診率向上に資する独自のアイデアを盛り込んだ提案となっているか。	3点	標準的である	3	15点
	勧奨通知が受診率向上に効果的なものであるか。	2点	劣る	2	10点
	研修会の内容が保健従事者や事務担当者のスキルを向上させ、受診率の向上につながるものであるか。	1点	非常に劣る	3	15点
効果分析	分析結果が、次年度以降の受診率向上のための対策を立案するために有効であるか。			3	15点
	分析内容は、県及び市町村にとって分かりやすい内容となっているか。			1	5点
	効果分析の項目や内容が適切であるか。			1	5点
業務遂行能力に関する事項	業務を行うにあたり十分な知識を有しているものが配置されているか。			1	5点
	業務履行ができる無理のないスケジュール設定となっているか。			1	5点
	過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか。			1	5点
個人情報漏えいの有無	過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか	「有り」の場合 -3点		1	-3点
見積価格	最低見積価格を提示した者は10点とし、それ以外の者は以下の計算式で算出される点数とする。 なお、予算額を超える見積は失格とする。			1	10点
	$10 \times \left[\frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該見積価格}} \right]$ <p>※ 小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。</p>				
合計				140	

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行うこととし、その他の選定方法については、実施要領別紙3「委託業務評価要領（以下「評価要領」という。）」のとおりとする。

6 手続等

(1) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課
電話 0857-26-7165 ファクシミリ 0857-26-8168
電子メール iryoku-hoken@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領の交付

実施要領は、令和7年2月20日（木）から同年3月14日（金）の間に、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。

（鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月20日（木）から同年3月14日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

(1) のアに同じ。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第 1 号）及び添付書類の公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）1 部

(2) 提出期間及び時間

令和 7 年 2 月 20 日（木）から同年 3 月 7 日（金）までの間（休日等を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵便による場合は、同日午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は郵便の方法により提出すること。ただし、郵便による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6 (1) のアに同じ。

(5) その他

本プロポーザルへの参加は、提出書類を期日までに提出した者に限る。

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書は、実施要領別紙 2 「企画提案書作成要領（以下作成要領）という。」に基づき作成するものとする。

提案者は、委託業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書の作成に当たり、委託業務の一部を再委託する予定の者又は委託業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領の 1 の (1) のイの事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

(2) 提出期間及び時間

令和 7 年 2 月 20 日（木）から同年 3 月 14 日（金）までの間（休日等を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵便による場合は、同日午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は郵便の方法により提出すること。ただし、郵便による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6 (1) のアに同じ。

(5) 提出部数及び規格

- ・ 正本 1 部、副本 5 部
- ・ A4 版縦（A3 版の折込可）

9 企画提案書等の作成に関する質疑応答

(1) 疑義の受付

企画提案書等に関し、質問がある場合は、令和 7 年 2 月 20 日（木）から同年 2 月 28 日（金）午後 5 時までの間に、6 の (1) の提出先に、書面又は電子メールにて提出すること。（様式は任意）また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(2) 疑義に対する回答

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>) に掲載することにより、令和 7 年 3 月 4 日（火）までに回答するものとする。

10 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日

令和 7 年 3 月 24 日（月）時間は別途通知

(2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県庁第 2 庁舎 9 階第 21 会議室

(3) 参加条件

ア プレゼンテーションは、20分以内とすること。（質疑を含む。）

なお、別途連絡するプレゼンテーションの実施日時の10分前までに控室（鳥取県庁第2庁舎9階第20会議室）に集合すること。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、8(2)の提出期限までに提出された企画提案書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。

11 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

12 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 鳥取県ホームページ掲載（公募開始） | 令和7年2月20日（木） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年2月28日（金） |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和7年3月7日（金） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年3月14日（金） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和7年3月24日（月） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年3月下旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和7年3月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和7年4月上旬 |

14 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格要件に該当しない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）で公表するものとする。

(4) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 入札参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は入札参加者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと

認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、実施要領、実施要領別紙1「業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」、作成要領及び評価要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

エ 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかったときは、契約の相手方の決定を行わないものとする。